

奈井江町一般廃棄物最終処分場

# 維持管理計画書

令和2年度

(改訂版)

奈井江町



## 1. 要旨

一般廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）により市町村の責務としてその処理に必要な措置を講ずるように努めるものとされている。一般に排出されたごみは収集・運搬プロセス、中間処理プロセス、最終処分プロセスに分けられ、各プロセスにおいて減量化、減容化をはかる必要があるが、ごみの排出がある限り最終処分プロセス、つまり埋立処分地の確保はごみ処理工程上欠くことのできない施設である。

奈井江町では、一般廃棄物の最終処分場を平成 14～15 年度に建設し、平成 16 年度より供用開始しており、先般の廃棄物処理法施行規則等の一部改正により、本維持管理計画を改訂するものである。

## 2. 最終処分場の概要

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| 1) 位 置        | 空知郡奈井江町字東奈井江 77 番地 7             |
| 2) 建設敷地面積     | 19,900 m <sup>2</sup>            |
| 3) 最終処分場施設概要  |                                  |
| 3-1) 埋立施設     |                                  |
|               | 埋立面積：2,940 m <sup>2</sup>        |
|               | 埋立容量：15,500 m <sup>3</sup>       |
|               | 埋立構造：準好機気性埋立                     |
|               | 埋立地上屋：B 種膜材                      |
| 3-2) 水処理施設    |                                  |
|               | 建築面積：253.85 m <sup>2</sup>       |
|               | 延床面積：253.85 m <sup>2</sup>       |
|               | 建物構造：鉄筋コンクリート造 1 階建              |
|               | 浸出水処理設備方式：接触ばっ気法（脱窒）+凝集沈殿+砂ろ過    |
|               | 浸出水処理能力：5 m <sup>3</sup> /日      |
| 3-3) 埋立期間     |                                  |
|               | 埋立期間：50 年間（平成 16～令和 35 年度）       |
|               | 埋立対象物：不燃ごみ、粗大ごみ、可燃ごみ、下水し渣        |
| 3-4) 建築事業実施期間 |                                  |
|               | 2 ヶ年事業（平成 14～15 年度）              |
| 4) 処理水質       |                                  |
|               | 水素イオン濃度（水素指数）pH 5.8 以上 8.6 以下    |
|               | 生物化学的酸素要求量 BOD 20mg/1 以下         |
|               | 浮遊物質 量 SS 30mg/1 以下              |
|               | 窒素含有量 T-N 100mg/1 以下             |
|               | 大腸菌群数 3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下 |
|               | ダイオキシン類 DXN 類 10pg-TEQ/1 以下      |
|               | その他の項目は基準省令で定める基準値以下             |

## 3. 維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日、総理府・厚生省令第 1 号、最終改正：平成 29 年 6 月

## 最終処分場維持管理計画

9日環境省令第12号)に定められている事項を遵守する。

### 4. 最終処分の維持管理計画

#### 4-1. 埋立管理

##### 1) 搬入管理

- ・ 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- ・ 計量機による搬入(埋立処分)量の把握をする。(計量機)
- ・ 廃棄物の搬入チェック(目視で埋立不適切の搬入監視)を行う。

##### 2) 埋立作業管理

- ・ 埋立場所等の移動に伴う場内道路の切替え及び搬入車両の誘導ならびに指示。
- ・ 埋立工法(準好気性埋立)の徹底。

##### 3) 埋立工法

- ・ 層状にて埋立を行う。
- ・ 廃棄物はブルドーザー等の埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。

##### 4) 覆土作業

- ・ 覆土材の調達は、工事発生残土等により必要量を確保するものとする。
- ・ その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため必要に応じて即日覆土を励行し、廃棄物の露出を防止する。
- ・ 一層当りの覆土厚は、廃棄物層3.0mに覆土0.5mとする。

#### 4-2. 主要施設の管理

##### 1) 雨水排水設備

- ・ 雨水排水路、浸出水貯留槽の点検、清掃。(流木、笹葉、堆積土砂等の除去)

##### 2) 浸出水集排水路

- ・ 埋立初期の集排水工(フィルター材)の成形保持。

##### 3) 水処理施設

- ・ 日常点検、薬品補給及び定期的な機能点検、維持補修の実施

##### 4) その他の設備

- ・ 浸出水調整槽、飛散防止柵、計量機、搬入道路等の定期的な機能点検及び維持補修。
- 処分場の総括的な管理運営のための事務所等の維持管理。

#### 4-3. 水質検査

浸出水処理水及び周縁地下水の水質を定期的に検査を実施する。

地下水及び放流水水質検査一覧表

区分	時期	項目	頻度	場所
地下水	埋立開始前	地下水等検査項目※ <sup>1</sup> ダイオキシン類 電気伝導率 塩化物イオン濃度	1回	モニタリング井戸 上流1箇所 下流1箇所
	埋立期間中	地下水等検査項目※ <sup>1</sup> ダイオキシン類	年1回	モニタリング井戸 上流1箇所 下流1箇所
		電気伝導率 塩化物イオン濃度	月1回	
		電気伝導率 水素イオン濃度 (pH)	常時	モニタリング井戸 下流1箇所以上
	埋立終了 ～ 廃止	地下水等検査項目※ <sup>1</sup> ダイオキシン類	年1回	モニタリング井戸 上流1箇所 下流1箇所
放流水	埋立期間中 ～ 廃止	排水基準等に係る項目 (有害物質等) ※ <sup>2</sup> ダイオキシン類	年1回	放流水
		水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質量 (SS) 窒素含有量 (T-N)	月1回	放流水

※1 地下水等検査項目については表-1 参照。

※2 排水基準等に係る項目 (有害物質等) は表-2 参照

#### 4-4. 維持管理の記録及び公表

処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し3年間保存する。  
また、維持管理の状況は、インターネット (ホームページ) 等で公表するものとする。

#### 5. 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法

- ・一般廃棄物の搬入時間：9：00～17：00
- ・一般廃棄物の搬出時間：当該処分場からの搬出はない。
- ・一般廃棄物の搬入方法：収集車、広域処理施設からの残さ運搬車、流域下水道終末処理場からの搬入車など

表-1 地下水等検査項目

No.	水質項目	許容限度
1	アルキル水銀	検出されないこと。
2	総水銀	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
3	カドミウム	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
4	鉛	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
5	六価クロム	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
6	砒素	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
7	全シアン	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
9	トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
10	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
11	ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
12	四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
13	1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
14	1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
15	1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下※ <sup>1</sup>
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
18	1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
19	チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
20	シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
21	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
22	ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
23	セレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
24	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
25	クロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下

※1 1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量

表-2 排水基準等（処理水）にかかる項目（年1回測定項目）

No.	水質項目	許容限度
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
3	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
5	有機燐化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
6	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
7	砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
8	シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
9	ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
19	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
20	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
21	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
22	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
23	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
25	1,4-ジオキサン	1リットルにつき10(0.5)ミリグラム以下※ <sup>2</sup>
26	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素50ミリグラム以下
27	ふつ素及びその化合物	1リットルにつきふつ素15ミリグラム以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき200ミリグラム以下※ <sup>1</sup>
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1リットルにつき5ミリグラム以下
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1リットルにつき30ミリグラム以下
31	フェノール類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
32	銅含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下
33	亜鉛含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
34	溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
35	溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
36	クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
37	大腸菌群数（単位 1立方センチメートル）	日間平均 3,000個以下

## 最終処分場維持管理計画

※1 1リットルにつきアンモニア性窒素の0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※2 既存の施設（平成29年10月1日に現に一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の許可を受けている又は許可の申請をしている施設）については、当分の間、基準値を10mg/l以下